

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一〇十一の二（略）</p> <p>十一の三 アスファルト</p> <p>十一の四 アセチルアセトン</p> <p>十二〇百五十五（略）</p> <p>百五十五の二 一〇クロロニプロパノール</p> <p>百五十五の三 ニークロロニプロパノール</p> <p>百五十六〇百六十五（略）</p> <p>百六十五の二 結晶質シリカ</p> <p>百六十六〇百六十六（略）</p> <p>二百六十六の二 ジチオリン酸O・Oジエチル―S―（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）</p> <p>二百六十七〇三百十一（略）</p> <p>三百十二 削除</p> <p>三百十三〇四百六十八（略）</p> <p>四百六十八の二 フェニルイソシアネート</p> <p>四百六十九〇四百八十二（略）</p> <p>四百八十二の二 ニ・ニブタンジオン（別名ジアセチル）</p> <p>四百八十三〇五百四十三（略）</p> <p>五百四十四 ほう酸及びそのナトリウム塩</p>	<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係）</p> <p>一〇十一の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一の三 アセチルアセトン</p> <p>十二〇百五十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>百五十六〇百六十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百六十六〇百六十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二百六十七〇三百十一（略）</p> <p>三百十二 シリカ</p> <p>三百十三〇四百六十八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四百六十九〇四百八十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百八十三〇五百四十三（略）</p> <p>五百四十四 ほう酸ナトリウム</p>

五百四十五 (略)	五百四十五 (略)
五百四十五の二 ポルトランドセメント	(新設)
五百四十六～六百一 (略)	五百四十六～六百一 (略)
六百一の二 ニーメトキシ―ニ―メチルブタン (別名ターシヤリ― アミルメチルエーテル)	(新設)
六百二～六百七 (略)	六百二～六百七 (略)
六百七の二 硫化カルボニル	(新設)
六百八～六百三十三 (略)	六百八～六百三十三 (略)